

平成 26 年 7 月 16 日

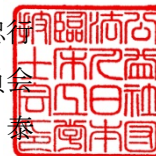
会員各位

公益社団法人日本臨床工学技士会

会長 川崎 忠行

倫理委員会

委員長 真下 泰



倫理綱領の遵守について

時下 会員各位におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また日頃より当会の活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて平成 25 年 11 月 13 日に別添に示す「倫理要領の遵守について」を发出したところですが、今般関西地区の医療機関において同様の医療機器選定をめぐり収賄容疑で臨床工学技士が逮捕されたとの報道がありました。

このような報道で臨床工学技士の名称が再度掲載されるのは遺憾にたえません。

当会の倫理綱領に示された倫理規定では「8 臨床工学技士は、不当な報酬を求める等の法と人道に背く行為はしない。」と定められています。

臨床工学技士は医療機器を管理する専門職として、医療機器の選定等に大きな発言力を有するようになってきています。医療機関内における臨床工学技士の立場が確立され、発言力が高くなることは大変喜ばしいことですが、その反面果たすべき大きな責任が伴ってきます。そこで会員各位には今一度当会ホームページに掲載する倫理綱領を遵守し、自らを律し正す姿勢についてあらためて確認をお願いします。

記

倫理綱領掲載 URL

<http://www.ja-ces.or.jp/01jacet/gaiyou/pdf/ethics.pdf>

以上

別添

平成 25 年 11 月 13 日

会員各位

公益社団法人日本臨床工学技士会

会長 川崎 忠行

倫理委員会

委員長 真下 泰



倫理綱領の遵守について

時下 会員各位におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また日頃より当会の活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて先般関東地区の医療機関において医療機器選定をめぐる収賄容疑で臨床工学技士が逮捕されたとの報道がありました。当事者は当会会員ではありませんでしたが、このような報道で臨床工学技士の名称が掲載されるのは遺憾にたえません。

当会の倫理綱領に示された倫理規定では「8 臨床工学技士は、不当な報酬を求めると法の法と人道に背く行為はしない。」と定められています。

臨床工学技士は医療機器を管理する専門職として、医療機器の選定等に大きな発言力を有するようになってきています。医療機関内における臨床工学技士の立場が確立され、発言力が高くなることは大変喜ばしいことですが、その反面果たすべき大きな責任が伴ってきます。そこで会員各位には今一度当会ホームページに掲載する倫理綱領を遵守し、自らを律し正す姿勢についてあらためて確認をお願いします。

記

倫理綱領掲載 URL

<http://www.ja-ces.or.jp/01jacet/gaiyou/pdf/ethics.pdf>

以上